

口 頭 記 録

部 長	枝 監	[Redacted]			
[Redacted]					担当
[Redacted]					
受信年月日	平成 21 年 丹 白 時 分 5月28日 14:00 ~ 15:30	相手方	[Redacted]		
起案年月日	平成 21 年 丹 白 5月28日	熱海市	まちづくり課 [Redacted] 森林産業課		
決裁年月日	平成 年 月 日	廃棄物課	[Redacted]		
標 題	[Redacted] の解体工事について				
用 件 ・ 処 理 ( 伺 い ) 概 要	<p>* [Redacted] を熱海市役所に呼び、熱海市日金町の解体現場及び、伊豆山の造成現場についての状況等を聴取した。</p> <p>(熱海市まちづくり課)</p> <p>・熱海市からは、次の5点について要望事項を文書にて提示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日金町解体現場のがれきは早急に搬出すること。早期の搬出が無理であれば、崩落しないような措置を施すこと。</li> <li>②下部に設置されているフェンスを補修すること。</li> <li>③現場に置かれている建設道具、資材は片付けること。</li> <li>④造成工事の状況説明を地元住民に行うこと。</li> <li>⑤造成工事を早期に完成されたい。</li> </ol> <p>(廃棄物課)</p> <p>・以下の点について、確認した(「→」以下は [Redacted] の回答)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①造成工事の実施主体、工事の実行は誰か (解体届が [Redacted] から提出されていること、土地所有者が [Redacted] になっていることから確認したい。)</li> </ol> <p>→工事主体も、実施者も [Redacted] である。 届けは [Redacted] に書類上名義を借りただけ。 [Redacted] と同一であり、土地の所有については、[Redacted] が借入金を [Redacted] に返済すれば、[Redacted] の名義に戻るものである。</p>				

用  
件  
・  
処  
理  
(伺  
い)  
概  
要

②がれきの伊豆山への運搬は誰が行っているのか。

→ [ ] である。他社が行えば許可<sup>が</sup>必要なことは承知している。

③がれき等の処理はどのように行うのか。

→がれきに限らず全ての廃棄物を伊豆山に運び、そこで選別して処理する。

④工事が止まっているのはなぜか。

→重機のリース料金が払えず、重機を引き上げられたためである。

また、伊豆山の現場で、ブルドーザー、ペイローダー、10tトラック、4tダンプが  
盗難にあい(被害届提出済み)重機の手配が難しくなっている。

⑤いつ撤去を始めるのか。

→6月中旬には始める。搬出には1ヶ月程度かかる。

⑥現在残っているがれきの量はどのくらいか。また、これまでにどの程度の量を伊豆山に  
運んだのか。

→4tダンプで日に7回程往復できる。1回の積載量は2m<sup>3</sup>程度で、

400回位は今までに運搬した(計800m<sup>3</sup>程度)。総量の2/3程度は運んだと考える。

残っているものを運ぶには200~250回程必要で、したがって500m<sup>3</sup>程度と  
思われる。

⑦がれきの積まれた現状をどのように考えているか。

→特に危険とは考えていない。 [ ] には説明している。

(なお、 [ ] と知り合いとのこと。)

<ここまで話を進めた時点で [ ] が入室してきた。以下の話は [ ] からのもの。>

・現場のがれきが処理できていない理由について。

自分 [ ] としても、日金町の現場のがれき等の撤去を第一と考えているところ、

自分から5ヶ月程前、伊豆山のがれき置場にガラバゴスを設置し、破碎して、  
造成地(D区画)の道路の路盤材として使いたいと提案したが、役所(具体的な部署は  
不明)から、そうした再生材の製造は専門業者に頼まなければ行ってはならないと  
止められたからだ。

その行為(ガラバゴスの設置)を認めてくれば、直ぐにでもがれきの撤去ができる。

ガラバゴスのリース代は [ ] であることまで、その時調べた。

廃棄物の有効利用をしようというのに、それを止めるのはおかしいではないか。

これに対しては、行政側で可、不可を検討し、なるべく早急に回答することとした。

<今後の対応>

- ・ガラバゴスの使用については、諸条件を整理し、それを[ ]に示した上で使用を認める。
- ・がれき撤去について、指導票等書面をもって、早急な対応を指導する。
- ・解体工事の施主について、解体届出と異なっているため、土木事務所の見解を確認する。
- ・伊豆山のがれき置場について、その権原を確認する。
- ・廃棄物リサイクル室不法投棄スタッフに情報提供し、対応を協議する。  
(29日に[ ]に現地確認をお願いしている。)
- ・現地の監視方法について、具体的方策を検討する。  
例えば、近隣住民に情報提供をお願いする、熱海警察署に情報提供し、監視をお願いする等。